

○ 労働金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省・労働省令第一号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>（業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等）            第百十四条 銀行法第二十一条第一項前段に規定する内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、次に掲げる事項とする。            「一〇四 略」            五 金庫の直近の二事業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項            イ 「略」            ロ 金庫の有する債権（別紙様式第九号又は第十号中の貸借対照表の社債（当該社債を有する金庫がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法第二条第三項に規定する有価証券の私募によるものに限る。次条第三号ロにおいて同じ。））、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに欄外に注記することとされている有価証券の貸付けを行つている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。次条第三号</p>	<p>（業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等）            第百十四条 「同上」            「一〇四 同上」            五 「同上」            イ 「同上」            ロ 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額</p>

ロにおいて同じ。)をいう。ハにおいて同じ。)のうち次に掲げるものの額及び(1)から(4)までに掲げるものの合計額

(1) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権(破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。ハ及び次条第三号ロ(1)において同じ。)

(2) 危険債権(債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(1)に掲げるものを除く。)をいう。ハ及び次条第三号ロ(2)において同じ。)

(3) 三月以上延滞債権(元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金(1)及び(2)に掲げるものを除く。)をいう。ハ及び次条第三号ロ(3)において同じ。)

(4) 貸出条件緩和債権(債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金(1)から(3)までに掲げるものを除く。)をいう。ハ及び次条第三号ロ(4)において同じ。)

(1) 破綻先債権(元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかつた貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和四十年政令第九十七号)第九十六条第一項第三号イからホまでに掲げる事由又は同項第四号に規定する事由が生じているものをいう。以下同じ。)に該当する貸出金

(2) 延滞債権(未収利息不計上貸出金であつて、(1)に掲げるもの及び債務者の経営再建又は支援(以下「経営再建等」という。)を図ることを目的として利息の支払を猶予したもので外のものをいう。以下同じ。)に該当する貸出金

(3) 三カ月以上延滞債権(元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金(1)及び(2)に掲げるものを除く。)をいう。以下同じ。)に該当する貸出金

(4) 貸出条件緩和債権(債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金(1)、(2)及び(3)に掲げるものを除く。)をいう。以下同じ。)に該当する貸出金

(5) 正常債権（債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、(1)から(4)までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。ハ及び次条第三号ロ(5)において同じ。）

ハ 元本補填契約のある信託（信託財産の運用のため再信託された信託を含む。）に係る債権のうち破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権に該当するものの額並びにこれらの合計額並びに正常債権に該当するものの額

「三〇チ 略」

「六・七 略」

2

「略」

第百十五条 銀行法第二十一条第二項に規定する内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

「一・二 略」

三 金庫及びその子会社等の直近の二連結会計年度における財産の状況に関する次に掲げる事項

イ 「略」

ロ 金庫及びその子会社等の有する債権（別紙様式第九号の二又は第十号の二中の連結貸借対照表の有価証券中の社債、貸出金、外国為替、その他資産中の未收利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券をいう。）のうち次に掲げるもの

「加える。」

ハ 元本補填契約のある信託（信託財産の運用のため再信託された信託を含む。）に係る貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、三カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権に該当するものの額並びにその合計額

「三〇チ 同上」

「六・七 同上」

2

「同上」

第百十五条 「同上」

「一・二 同上」

三 「同上」

イ 「同上」

ロ 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額

---

の額及び(1)から(4)までに掲げるものの合計額

- (1) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権
- (2) 危険債権
- (3) 三月以上延滞債権
- (4) 貸出条件緩和債権
- (5) 正常債権

〔六・ニ 略〕

〔四・五 略〕

---

(1) 破綻先債権に該当する貸出金

(2) 延滞債権に該当する貸出金

(3) 三カ月以上延滞債権に該当する貸出金

(4) 貸出条件緩和債権に該当する貸出金

〔加える。〕

〔六・ニ 同上〕

〔四・五 同上〕

---

別紙様式第2号（第21条第1項関係）

第 期（ 年 月 日現在）貸借対照表  
年 月 日 作成 住 所  
年 月 日 備付 労働金庫名  
理 事 長 氏名 印

[表略]

（記載上の注意）

1. 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

〔(1)～(6) 略〕

- (7) 債権のうち破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権の額並びにこれらの合計額

なお、それぞれの定義は、労働金庫法施行規則第114条第1項第5号口による。

〔(8)～(25) 略〕

〔2. ～9. 略〕

別紙様式第6号（第21条第1項関係）

第 期（ 年 月 日現在）貸借対照表  
年 月 日 作成 住 所  
年 月 日 備付 労働金庫連合会名  
理 事 長 氏名 印

[表略]

（記載上の注意）

1. 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

〔(1)～(6) 略〕

- (7) 債権のうち破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権の額並びにこれらの合計額

なお、それぞれの定義は、労働金庫法施行規則第114条第1項第5号口による。

別紙様式第2号（第21条第1項関係）

第 期（ 年 月 日現在）貸借対照表  
年 月 日 作成 住 所  
年 月 日 備付 労働金庫名  
理 事 長 氏名 印

[同左]

（記載上の注意）

1. [同左]

〔(1)～(6) 同左〕

- (7) 貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の額並びにその合計額

なお、それぞれの定義は、労働金庫法施行規則第114条第1項第5号口による。

〔(8)～(25) 同左〕

〔2. ～9. 同左〕

別紙様式第6号（第21条第1項関係）

第 期（ 年 月 日現在）貸借対照表  
年 月 日 作成 住 所  
年 月 日 備付 労働金庫連合会名  
理 事 長 氏名 印

[同左]

（記載上の注意）

1. [同左]

〔(1)～(6) 同左〕

- (7) 貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の額並びにその合計額

なお、それぞれの定義は、労働金庫法施行規則第114条第1項第5号口による。

[(8)～(25) 略]  
[2. ～9. 略]

別紙様式第9号 (第113条第1項関係) (日本工業規格A4)

業 務 報 告 書

第 期 [ 年 月 日から  
年 月 日まで ]

(労働金庫名)  
(所在地)

殿

年 月 日

(労働金庫名)

(理事長) 氏 名 印

年 月 日から 年 月 日までの事業の成績を次の  
とおり報告いたします。

業 務 報 告 書

目 次 [略]

第1 [略]

第2 貸借対照表

[表略]

(記載上の注意)

1. 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

[(1)～(6) 略]

- (7) 債権のうち破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権の額並びにこれらの合計額

なお、それぞれの定義は、労働金庫法施行規則第114条第1項第5号ロによる。

[(8)～(25) 略]

[2. ～9. 略]

[第3～第5 略]

[(8)～(25) 同左]  
[2. ～9. 同左]

別紙様式第9号 (第113条第1項関係) (日本工業規格A4)

業 務 報 告 書

第 期 [ 年 月 日から  
年 月 日まで ]

(労働金庫名)  
(所在地)

殿

年 月 日

(労働金庫名)

(理事長) 氏 名 印

年 月 日から 年 月 日までの事業の成績を次の  
とおり報告いたします。

業 務 報 告 書

目 次 [同左]

第1 [同左]

第2 貸借対照表

[同左]

(記載上の注意)

1. [同左]

[(1)～(6) 同左]

- (7) 貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の額並びにその合計額

なお、それぞれの定義は、労働金庫法施行規則第114条第1項第5号ロによる。

[(8)～(25) 同左]

[2. ～9. 同左]

[第3～第5 同左]

別紙様式第9号の2 (第113条第2項関係) (日本工業規格A4)

連結業務報告書

( 年 月 日から )  
( 年 月 日まで )

(労働金庫名)

(所在地)

年 月 日

殿

(労働金庫名)

(理事長) 氏 名 印

年 月 日から 年 月 日までの事業の成績を次の  
とおり報告いたします。

連結業務報告書

目 次 [略]

第1 [略]

第2 連結財務諸表

1. [略]

2. ( 年 月 日現在) 連結貸借対照表

[表略]

(記載上の注意)

1. 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

[(1)~(5) 略]

(6) 債権のうち破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権の額並びにこれらの合計額

なお、それぞれの定義は、労働金庫法施行規則第114条第1項第5号ロ(「債権」の定義にあつては、同令第115条第3号ロ)による。

[(7)~(21) 略]

[2. ~8. 略]

別紙様式第9号の2 (第113条第2項関係) (日本工業規格A4)

連結業務報告書

( 年 月 日から )  
( 年 月 日まで )

(労働金庫名)

(所在地)

年 月 日

殿

(労働金庫名)

(理事長) 氏 名 印

年 月 日から 年 月 日までの事業の成績を次の  
とおり報告いたします。

連結業務報告書

目 次 [同左]

第1 [同左]

第2 連結財務諸表

1. [同左]

2. ( 年 月 日現在) 連結貸借対照表

[同左]

(記載上の注意)

1. [同左]

[(1)~(5) 同左]

(6) 貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の額並びにその合計額

なお、それぞれの定義は、労働金庫法施行規則第114条第1項第5号ロによる。

[(7)~(21) 同左]

[2. ~8. 同左]

[3.・4. 略]

別紙様式第10号(第113条第1項関係) (日本工業規格A4)

業 務 報 告 書

第 期〔 年 月 日から  
年 月 日まで〕

(労働金庫連合会名)

(所在地)

年 月 日

殿

(労働金庫連合会名)

(理事長) 氏 名 印

年 月 日から 年 月 日までの事業の成績を次の  
とおり報告いたします。

業 務 報 告 書

目 次 [略]

第1 [略]

第2 貸借対照表

[表略]

(記載上の注意)

1. 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

〔(1)～(6) 略〕

(7) 債権のうち破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権の額並びにこれらの合計額

なお、それぞれの定義は、労働金庫法施行規則第114条第1項第5号口による。

〔(8)～(25) 略〕

[2. ～9. 略]

[第3～第6 略]

[3.・4. 同左]

別紙様式第10号(第113条第1項関係) (日本工業規格A4)

業 務 報 告 書

第 期〔 年 月 日から  
年 月 日まで〕

(労働金庫連合会名)

(所在地)

年 月 日

殿

(労働金庫連合会名)

(理事長) 氏 名 印

年 月 日から 年 月 日までの事業の成績を次の  
とおり報告いたします。

業 務 報 告 書

目 次 [同左]

第1 [同左]

第2 貸借対照表

[同左]

(記載上の注意)

1. [同左]

〔(1)～(6) 同左〕

(7) 貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の額並びにその合計額

なお、それぞれの定義は、労働金庫法施行規則第114条第1項第5号口による。

〔(8)～(25) 同左〕

[2. ～9. 同左]

[第3～第6 同左]



別紙様式第 10 号の 2 (第 113 条第 2 項関係) (日本工業規格 A 4)

連 結 業 務 報 告 書

( 年 月 日から )  
( 年 月 日まで )

(労働金庫連合会名)

(所在地)

年 月 日

殿

(労働金庫連合会名)

(理 事 長) 氏 名 印

年 月 日から 年 月 日までの事業の成績を次の  
とおり報告いたします。

連 結 業 務 報 告 書

目 次 [略]

第 1 [略]

第 2 連 結 財 務 諸 表

1. [略]

2. ( 年 月 日現在) 連結貸借対照表

[表略]

(記載上の注意)

1. 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

[(1)~(5) 略]

(6) 債権のうち破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権の額並びにこれらの合計額

なお、それぞれの定義は、労働金庫法施行規則第 114 条第 1 項第 5 号ロ (「債権」の定義にあつては、同令第 115 条第 3 号ロ) による。

[(7)~(20) 略]

[2. ~7. 略]

[3. ~5. 略]

別紙様式第 10 号の 2 (第 113 条第 2 項関係) (日本工業規格 A 4)

連 結 業 務 報 告 書

( 年 月 日から )  
( 年 月 日まで )

(労働金庫連合会名)

(所在地)

年 月 日

殿

(労働金庫連合会名)

(理 事 長) 氏 名 印

年 月 日から 年 月 日までの事業の成績を次の  
とおり報告いたします。

連 結 業 務 報 告 書

目 次 [同左]

第 1 [同左]

第 2 連 結 財 務 諸 表

1. [同左]

2. ( 年 月 日現在) 連結貸借対照表

[同左]

(記載上の注意)

1. [同左]

[(1)~(5) 同左]

(6) 貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、3 カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の額並びにその合計額

なお、それぞれの定義は、労働金庫法施行規則第 114 条第 1 項第 5 号ロによる。

[(7)~(20) 同左]

[2. ~7. 同左]

[3. ~5. 同左]

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。